

北海道告示第 10605 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和 6 年 8 月 5 日までに北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和 6 年 4 月 4 日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオン紋別店

紋別市花園町 3 丁目 4 番 39 号

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

イオン北海道株式会社 代表取締役 星野 三郎

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

(変更後)

イオン北海道株式会社 代表取締役 青柳 英樹

札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオン北海道株式会社	代表取締役 星野 三郎	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号
未定		
株式会社たかはし	代表取締役 高橋 守	紋別市花園町 4 丁目 15 番地
札幌服装有限会社	代表取締役 小枝 光夫	札幌市南区南 37 条西 11 丁目 5 番 5 号
株式会社キング	代表取締役 山田 幸雄	京都府京都市下京区東塩小路高倉町 2 番の 1
有限会社村上商店	代表取締役 村上 弘昭	紋別市本町 4 丁目 1 番地 25 号
千里堂メガネ株式会社	代表取締役 伊藤 悟	網走市南 4 条西 3 丁目 3 番地
ファッションリフォームライフ	高杉 嘉幸	釧路市光和 6 丁目 10 番地 1

(変更後)

小売業者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	変更 事項
イオン北海道株式会社	代表取締役 青柳 英樹	札幌市白石区本通 21 丁目南 1 番 10 号	(ア)
株式会社キング	代表取締役 長島 希吉	東京都品川区西五反田 2 丁目 14 番 9 号	(イ)
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕 2 丁目 38 番地	(ウ)

(4) 変更の年月日

上記(3)ア 平成 30 年 10 月 1 日

上記(3)イ(ア) 平成 30 年 10 月 1 日

上記(3)イ(イ) 令和 5 年 3 月 1 日

上記(3)イ(ウ) 令和 5 年 6 月 14 日

(5) 変更する理由

上記(3)ア 大規模小売店舗の設置者の代表者変更のため

上記(3)イ(ア) 小売業者の代表者変更のため

上記(3)イ(イ) 小売業者の代表者及び所在地変更のため

上記(3)イ(ウ) 小売業者の入替のため

2 届出年月日

令和 6 年 2 月 29 日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和 6 年 4 月 4 日 (木) から令和 6 年 8 月 5 日 (月) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで